

議案第 42 号

桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

桐生市国民健康保険条例(昭和 34 年桐生市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

附則中第 1 項を第 1 条とし、第 2 項を第 2 条とし、第 3 項を第 3 条とし、第 3 条の次に次の 3 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第 4 条 給与等(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その金額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。)の 3 分の 2 に相当する金額(その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第 5 条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けられる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けられることができる給与等の額が、前条第 2 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第 6 条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けられることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けられなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることがで

きなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4条から第6条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議 案 説 明

議案第 42 号 桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

新型コロナウイルス感染症に感染した一定の要件を満たす被用者に対し、傷病手当金の支給を可能とするため、所要の改正を行おうとするものです。